

幸手市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

幸手市公民館設置及び管理条例（昭和 39 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表幸手市中央公民館の部第 1 会議室の項中「円」を削り、「160」を「200 円」に改め、同部第 2 会議室の項中「120」を「120 円」に改め、同部視聴覚室の項中「160」を「160 円」に改め、同部クラブ室の項中「120」を「120 円」に改め、同部講座室の項中「200」を「300 円」に改め、同部和室 1 の項及び和室 2 の項中「120」を「150 円」に改め、同部ロビーの項中「160」を「240 円」に改め、同部テニスコートの項中「200」を「200 円」に改め、同表幸手市西公民館の部クラブ室の項中「120」を「120 円」に改め、同部会議室の項中「120」を「150 円」に改め、同部中「220」を「330 円」に、「160」を「240 円」に改め、同表幸手市北公民館の部中「200」を「300 円」に、「160」を「200 円」に、「120」を「150 円」に、「3,800」を「4,750 円」に、「1,900」を「2,850 円」に改め、同表幸手市南公民館の部中「260」を「390 円」に、「200」を「300 円」に、「500」を「740 円」に、「250」を「370 円」に、「160」を「160 円」に改め、同表幸手市東公民館の部中「500」を「750 円」に、「160」を「240 円」に、「260」を「390 円」に、「120」を「150 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

令和6年7月に改訂した「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料の算定を行ったことに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。